

船舶長距離識別追跡装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 H 編
安全設備規則
安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

2006 年 5 月に開催された IMO 第 81 回海上安全委員会 (MSC81) において、船舶長距離識別追跡装置 (LRIT System¹: Long Range Identification Tracking System) の導入のための SOLAS 条約第 V 章の改正案が決議 MSC.202(81)として採択され、2008 年 1 月 1 日に発効されている。

今般、決議 MSC.202(81)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

船舶長距離識別追跡装置の搭載要件及び性能要件を定めた。

¹ LRIT System とは、海上保安強化を行う目的で船舶の動静を把握し追尾を行うためのシステムで、各船舶が旗国（船籍国）の定めた方法に従い、自動的又は要求に応じて陸上のデータセンターに自船情報を送信するものである。